公　　示

第五管区海上保安本部長公示第 10 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 31 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名　　称　　第五管区海上保安本部海洋情報部

（2）住　　所　　神戸市中央区波止場町 1-1

2　水路測量を実施する区域及び期間

（1）区　　域　　大阪湾東部（付図のとおり）

（2）期　　間　　令和8年4月22日から
令和9年3月19日までのうち52日間

3　水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深等

4　航行船舶に対する安全措置

測量船は水路業務法第 17 条に基づき、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める「白紅白」の標識を掲げる。

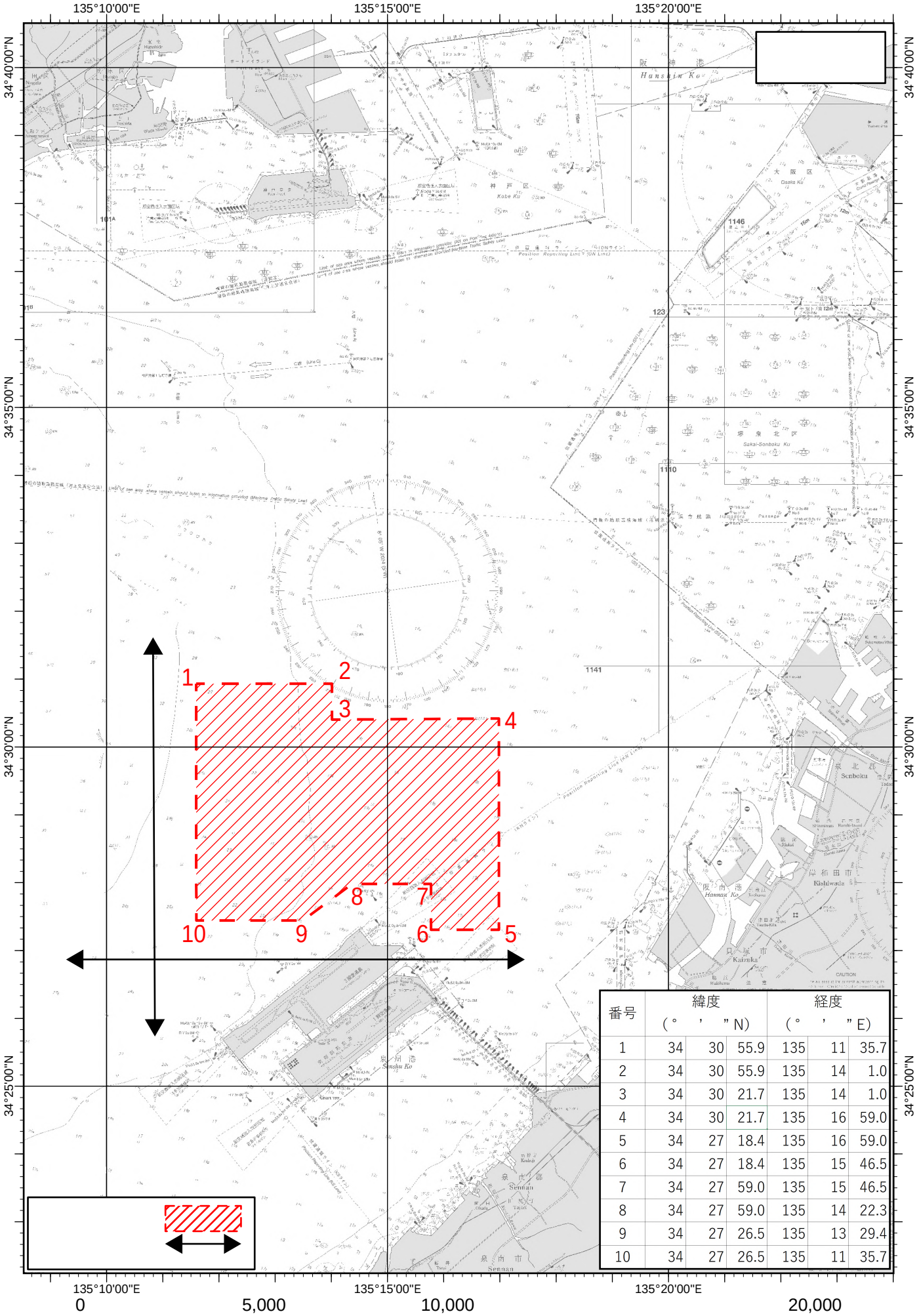

番号	緯度 (° ' " N)			経度 (° ' " E)		
1	34	30	55.9	135	11	35.7
2	34	30	55.9	135	14	1.0
3	34	30	21.7	135	14	1.0
4	34	30	21.7	135	16	59.0
5	34	27	18.4	135	16	59.0
6	34	27	18.4	135	15	46.5
7	34	27	59.0	135	15	46.5
8	34	27	59.0	135	14	22.3
9	34	27	26.5	135	13	29.4
10	34	27	26.5	135	11	35.7